

# ひとり親世帯 臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯等の子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うため、下記の対象となる方に対して臨時特別給付金を支給します。  
※この給付金は全国一律の制度です。

給付金には「基本給付」と「追加給付」があります。

## 基本給付

- 対象** ①6月分の児童扶養手当を受給している世帯の方（申請は不要です。）  
②6月時点で児童扶養手当の認定を受けており、公的年金等の受給により手当の支給が「全部停止」となっている方または申請されていない方（所得が上限を超えていない方）  
③その他、6月時点で児童扶養手当の受給資格があるが、所得制限により支給が「全部停止」となっている方や、申請されていない方、7月以降に児童扶養手当の受給資格に該当する方などで、**新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後1年間の収入見込みが児童扶養手当受給者の水準と同程度となった方**
- 給付額** 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円ずつ（1回限り）  
例）対象児童が3名の方の場合、  
5万+3万+3万=11万円支給となります。

## 追加給付

- 対象** 「基本給付」の①または②の対象となる方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、**収入（見込み）が減少した方**
- 給付額** 1世帯5万円（1回限り）

## ご注意ください

※申請内容に不明な点があった場合、和歌山県や湯浅町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに警察にご連絡ください。



- ◆申請期間は、**8月3日(月)～令和3年2月24日(水)**までとなります。（期間外の申請は無効となります。）
- ◆支給手続き等、詳細については下記担当窓口までお問い合わせください。  
→健康福祉課福祉係（11番窓口）：☎64-1120（受付時間：平日8：30～17：00）
- ◆この制度に関する不明点などは下記コールセンターまでお問い合わせください。  
→厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター：☎0120-400-903（受付時間：平日9：00～18：00）



# 国勢調査を実施します



- 国勢調査は、大正9年（1920年）から5年ごとに実施され、令和2年（2020年）で21回目になり実施100年の節目を迎えます。
- 日本国内に住む全ての人と世帯を対象に10月1日時点で実施します。
- 我が国における人口・世帯の構成・居住状態を明らかにすることを目的とする、政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある統計調査です。
- 調査の結果は、国及び地方行政施策のための資料として、私たちのより良い暮らしや住みよい街づくりにも活用されます。



## 【調査書類配布】 9月中旬～9月下旬

- 新型コロナウイルス感染症の発生を防止するため、世帯と調査員がなるべく対面しない非接触の調査方法を実施します。
- インターネット越しの調査や、郵便受け・ドアポストなどを利用した書類配布にご協力ください。

## ▼ 回答方法

- ①オンライン回答（9月14日(日)～10月7日(水)までの間に回答）  
※新型コロナウイルス感染症の発生を防止するため、できる限りオンラインでの回答にご協力をお願いいたします。
- ②郵送回答（10月1日(日)～10月7日(水)までの間に郵便ポストに投函）
- ③調査員への提出（10月1日(日)～10月7日(水)までの間に希望する方のみ、調査員が日程調整し訪問）  
※調査票にご記入いただいた内容は、統計目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。  
※調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしく申し上げます。

## ご不明な点があれば

総務広報課 総務係（16番窓口）☎64-1108までご連絡ください。

## ..... オンライン回答をサポートします！ .....

オンライン回答推進のため、オンライン回答がその場でできるサポートデスクを開設します。  
ご自宅にインターネット環境がない方や回答方法等が不明な方は、ぜひご利用ください。

国勢調査2020  
総合サイトQRコード



- 期間 9月14日(日)～10月7日(水)
- 時間 8：30～17：00
- 場所 役場1階 多目的室
- 必要な物 調査員より配布されたインターネット回答利用ガイド

オンライン回答  
QRコード

